

平成26年10月20日判決言渡 同日原本領収 裁判請求書
平成25年143号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 被告株式会社ブラグ, 同株式会社ハイプロジェクト, 同 Y2
同 A 及び同 B
につき, 平成26年8月19日
被告 Y1 につき, 平成26年9月16日

判決

原告	被告
同訴訟代理人弁護士 佐々木 龍彦	同 渡辺 純一
神戸市長田区二番町四丁目32-402	株式会社ブラグ Y1
被告	被告
同代表者代表取締役	同 Y1
大阪市北区西天満四丁目2番12-405号	株式会社ハイプロジェクト Y2
被告	被告
同代表者代表取締役	同 Y2
被告	被告
同代表者代表取締役	同 A
被告	被告
同代表者代表取締役	同 B

同代表者代表取締役

主文

- 1 被告らは, 原告に対し, 連帯して, 215万6000円及びこれに対する平成24年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は, 被告らの連帯負担とする。
- 3 この判決は, 1項に限り, 仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事実の概要

1 本件は, インターネット上で出会い系サイトを運営する被告株式会社ブラグ及び同株式会社ハイプロジェクトが原告をサイトに会員登録させた上, いわゆるサクラを利用して, 原告に対し, 多額の金員を支払う旨のメールを送信し, サクラとの個人情報交換のためには費用の支払が必要であるなどと誤信させ, 個人情報交換費用等の名目で, 被告 A 及び同 B 名義の口座に金員を振り込ませたなどとして, 原告が, 上記被告会社4社に対し, 不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求め, 被告株式会社ブラグの代表取締役である被告 Y1, 被告株式会社ハイプロジェクトの代表取締役である被告 Y2 に対し, 不法行為又は会社法429条1項に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実 (以下の事実, 当事者間に争いが無いが, 後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる。)

(1) 当事者等

ア 原告 (? 年?月?日生) は, 宮崎県 ? に居住する会社員で, ? 人の子を育てる? 性である (甲1, 2.2, 2.3)。

イ 被告株式会社ブラグ（以下「被告ブラグ」という）は、ウェブサイトの企画及び運営等を目的とする会社であり、被告 Y'（以下「被告 Y'」という）は、同社の代表取締役である。

ウ 被告株式会社ハイプロジェクト（以下「被告ハイプロジェクト」という）は、ホームページ等の制作、管理、運営及びその受託等を目的とする会社であり、被告 Y2（以下「被告 Y2」という）は、同社の代表取締役である。被告ハイプロジェクトは、出会い系サイト「ニューリッチ」等を運営していた（甲16及び弁論の全趣旨）。

エ 被告 A（以下「被告 A」という）は、コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行等を目的とする会社である。

オ 被告 B（以下「被告 B」という）は、電子決済に関する事務の受託及び代行等を目的とする会社である。

(2) 原告の金員支払

原告は、ニューリッチ及び出会い系サイト「出会い応援総合コミュニケーション」（以下「コミュニケーション」といい、ニューリッチと併せて、「本件各サイト」ともいう）を利用し、以下のとおり、平成24年7月4日から同月6日、合計196万円を支払った（甲1～6）。なお、原告は、以下で述べる以外にもクレジットカード決済等により金員を支払っているが、それらについてはカード会社から返済を受けている。

ア ニューリッチの利用に関するもの（合計166万円）

(7) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に27万円を振込送金した（甲7）。

(4) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に50万円を振り込んだ（甲8）。

(7) 平成24年7月4日、被告 A 名義の口座に20万円

円を振り込んだ（甲9）。

(4) 平成24年7月5日、被告 A 名義の口座に30万円を振込送金した（甲10）。

(4) 平成24年7月5日、被告 A 名義の口座に10万円を振込送金した（甲11-1, 12）。

(4) 平成24年7月6日、被告 A 名義の口座に29万円を振込送金した（甲11-2, 12）。

イ コミュニティの利用に関するもの（30万円）

平成24年7月6日、被告 B 名義の口座に30万円を振り込んだ（甲13, 14）。

3 争点

本件の争点は、(1)不法行為の成否、(2)被告らの責任、(3)原告の損害である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実（後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、前提事実のほか、以下の事実を認めることができる。）

(1) ニューリッチにおけるメールアドレス等の概要（甲1～3, 5, 6）

ア 原告は、平成24年7月3日、自身のブログを開設しようと考え、自己の携帯電話で他人のブログを閲覧していたところ、その過程で、出会い系サイト「Yアプリ」を閲覧し、相談に乗ってほしいとの書き込みを見付けた。書き込みを閲覧するためには同サイト上で会員登録をする必要があったが、お試し会員であれば費用がかからない旨の説明があったことから、「リラクマ」という名前で携帯電話のメールアドレスを入力してお試し会員に登録した。

イ 原告は、同日、「Yアプリ」から、抽選の結果1万名の中から原告が選ばれ、登録料から利用料金まで全て無料となる「特別指定個室」を利用できるようになったなどとして会員登録を促す内容のメールを受信した。原

告が「リラクマ」という名前で登録すると、その直後、ニューリッチから「登録が完了した。ニューリッチは全ての機能が無料で利用できる」旨のメールを受信した。

ウ 原告は、その後、ニューリッチを介して、「優」なる人物からのメールを受信した(以下、「優」等個人のアドレスからではなく、ニューリッチ等サイトからのメールで個人からのメッセージ(メール)が届く状態を意味する言葉として「介して」を用いる)。同メールは、「自分は30歳の男性で、会社を経営している。東日本大震災で家族を失った。原告にメール友達(メル友)になってほしい。メル友になってくれたら2000万円を振り込む」旨の内容であった。原告は、「優」に対し、ニューリッチを介して、メル友になることを承諾するメールを送信した。

エ 原告は、その後、ニューリッチから、「優」との連絡先交換のためには3000円の入金が必要である旨のメールを受信した。また「優」から、ニューリッチを介して、「原告との連絡先交換のために250万円を入金した。銀行が開いたら2000万円振り込むことを約束する」旨のメールを受信し、「優」と連絡先を交換できれば、ニューリッチを介せず直接メールのやり取りをして入金を受けられると考えた。

原告は、その後、ニューリッチを介して「優」からのメールを受信したが、メールは文字化けしており、ニューリッチから「文字化け解除のためには2万円分のポイント購入が必要である」旨のメールを受信するなどしたため、クレジットカード決済により2万円を支払った。原告は、その後も「優」との連絡先交換のための費用としてクレジットカード決済により5万円を支払うなどしたが、支払後にニューリッチを介して受信する「優」からのメールも文字化けしていたため、更にニューリッチの求めに応じて、連絡先交換手数料としてクレジットカード決済により10万円を支払うなどした。

オ 原告は、その後、ニューリッチから、「「優」の希望により30万円で連絡先交換作業を行うことができる」旨のメールを受信し、10万円を支払った直後でもあり後には引けない気持ちになるなどしたため、クレジットカード決済で30万円を支払う手続を行った。

翌7月4日、原告は、ニューリッチから、30万円のクレジットカード決済が失敗しているため5万円ずつのクレジットカード決済を試すよう求めるメールを、「優」から、ニューリッチを介して、クレジットカード決済の仕方について書かれた内容のメール等をそれぞれ受信し、1万円ずつのクレジットカード決済を8回連続して行った。そして、原告は、ニューリッチから、残額27万円について銀行から振り込みをするよう数回に分けてメールで指示を受け、同日午前9時頃、銀行? 支店において、連絡先交換費用名目で、ニューリッチから指定された被告 A 名義の口座に27万円を振込送金した(甲7。前提事実(2)アイ)。

カ 上記送金後、原告は、ニューリッチから、「原告のポイント購入を確認した。分散状態にあるシステムを1つにまとめなければならぬ」旨のメールを受信し、更にその後、「優」から、ニューリッチを介して、「サイトの窓口を確認したら、連絡先を交換して2000万円を受け取ってもらうためにはシステム統合手続が必要なようである」旨のメールを受信した。原告は、その後ニューリッチから、「システム統合が完了したが、システム点検を完了しなければ全データ・プログラムの破損等が発生する可能性がある。全システム点検費用として50万円が必要で、その手続の締切が間近に迫っている」旨のメールを受信した。原告は、既に支出した金員を無駄にしたいと考へ、同日、金融機関? 支店において、システム点検費用名目で、被告 A 名義の口座に50万円を振り込んだ(甲8。前提事実(2)アイ)。

キ 原告は、その後もニューリッチから「システム変更手続完了のためのポ

イント購入費用として更なる振込をすればこれ以上の負担はない」旨のメールを、また、「優」からも、ニューリッチを介して、振込に関して説明するメールをそれぞれ受信するなどし、同日午後3時43分頃、銀行のATM機から、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に20万円を振り込んだ(甲9。前提事実(2)ア(ウ))。

ク 原告は、その後、ニューリッチから、「20万円分のポイント購入が確認できた。「優」から代理入金があったため残額30万円のポイント購入の手続期限を翌日午前9時までとする」旨のメールを受信し、「優」から2000万円の送金を受けられれば元は取れるなどと考え、翌7月5日午前9時頃、銀行 B 支店において、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に30万円を振込送金した(甲10。前提事実(2)ア(ウ))。

ケ 原告は、上記送金後、ニューリッチから、ポイント購入を確認した旨のメールを受信し、その指示に従って、ニューリッチを介して、「優」に原告の個人情報を記載したメールを送信したが、「優」からは、ニューリッチを介して、届いていない旨のメールが送信されてきた。そうしたところ、ニューリッチから、「メール1通には1個人情報しか記載できない。一度に多数の個人情報を記載すると文字化けする。文字化けロック解除費用として50万円のポイント購入が必要になる」旨のメールを受信し、その後もメール交換をする中で、同日中に10万円を振り込みれば手続を進行する旨のメールを受信した。そこで、原告は、同日、銀行のATM機から、文字化け解除費用名目で、被告 A 名義の口座に10万円を振込送金した(甲11-1, 12。前提事実(2)ア(ウ))。

コ 原告は、その後もニューリッチからのメールで、繰り返し、クレジットカード決済によるポイント費用の支払を求められ、また、「支払が確認できない場合、清算の意思なしと判断し然るべき方法で対処する。7月5日

の清算であれば本来は49万円の支払が必要だが、特別に20万円を減額処理するので29万円を翌日即時に支払うよう求める」旨のメールを受信した。また、「優」からは、ニューリッチを介して、「約束した2000万円等を振り込む準備はできている。個人情報交換したらずぐに振り込む」旨のメールを受信するなどした。そして、原告は、更にニューリッチや「優」とメール交換をした後、翌7月6日午前9時頃、銀行 A 名義

支店において、ポイント購入費用名目で、被告 A 名義の口座に29万円を振込送金した(甲11-2, 12。前提事実(2)ア(ウ))。サ 原告は、漸く「優」と個人情報の交換ができ、2000万円の振込が受けられると思っていたが、上記送金後、ニューリッチから、後払いの20万円の支払が残っている旨のメールを受信したことから、騙されているのではないかと思に至り、ニューリッチを介して、「優」に、これ以上手続を進めることはできないとのメールを送信した。

(2) コミュニティにおけるメール交換等の概要(甲1, 4)

ア 原告は、平成24年7月5日、携帯電話に、利用したことのないサイトであるコミュニティからのメールを受信した。メールには、「大黒という人物から300万円のポイント負担があった。個人情報添付画像を「リラックマ」機に届けたいが、現在の会員状態では受取ができないため、3000円を後払い後、本会員登録申請をしてもらう必要がある」旨記載されていた。原告は、上記メールに応答しなかったが、コミュニティから「未読状態がたまるとメール受信ができない状態になるため確認を求める」旨のメールを受信し、費用がかからないと説明されていたお話し会員に登録した。

イ 原告がお話し会員に登録した直後、「大黒元氣」なる人物(以下「大黒」という)から、コミュニティを介して、「自分は歯科医師で開業している。精神的に病んでいるため相談に乗って欲しい。お礼として30000円支

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

ク ほしい旨のメールを受信した。
ウ その後、コミュニケーション及び「大黒」から原告のもとへ次々とメールが届いた。メールは、「大黒」は原告と個人情報交換するため、既に300万円をコミュニケーションに支払っている。原告が「大黒」と個人情報を交換するためにポイントを購入する必要がある旨の内容であった。原告は、コミュニケーションの指示により、「大黒」との連絡先交換案内を受けるため、クレジットカード決済により10000円を支払った。

エ 原告は、上記クレジットカード決済後、コミュニケーションから、「大黒」の携帯電話番号やメールアドレスらしきものが記載されたメールを受信したが、文字化けしていたため読むことができなかった。その後、原告は、コミュニケーションの指示により、文字化け解除のために必要であるとしてクレジットカード決済により2回に分けて3万円を支払った。この間、「大黒」からは、コミュニケーションを介して、「直接メール交換ができればすぐに3000万円振り込みたい」旨のメールが頻繁に送信されてきていた。

オ 原告は、その後、コミュニケーションから、「10万円のクレジットカード決済が確認できれば「大黒」との無料通知が行える」旨のメールを、「大黒」から、コミュニケーションを介して、「今諦めたら全てが無駄になる。連絡先交換もできず、おれもすぐに渡せる」旨のメールを受信した。原告は、手続を取らなければもったいないと考え、クレジットカード決済等により合計10万円を支払った。

カ 原告は、その後もコミュニケーションから「大黒」の個人情報を知らされることなく、かえって、「大黒」との個人情報交換のために更に30万円の支払をする必要がある旨のメールを受信した。原告は、支払った10万円を無駄にしたくないと思い、翌7月6日午前9時6分頃、Q銀行を支店において、個人情報交換費用名目で、コミュニケーションの指定する被告

B 各様の口座に30万円を振り込んだ(甲13、14。前提事実(2イ))。

キ 原告は、「大黒」と個人情報を交換できると思ったが、上記振込後、コミュニケーションを介して、「大黒」から「本当は、最後の交換手続に90万円が必要である」旨のメールを受信したため、コミュニケーションではなく「大黒」から連絡が来るのはおかしい、騙されたのではないかと思うに至った。

(3) 金員支払後の経緯等

原告は、7月6日、本件各サイトの指示で金員を支払ったことについて警察署に相談に行った。また、同月11日頃、宮崎県消費生活センター支所に相談に行き、同センター相談員を通してクレジットカード決済等を利用して出損した金員の返済を求め、カード会社から返金を受けた(甲1、22~29、35)。

本件各サイトは、現在はサイト利用が停止されている(甲16及び弁論の全趣旨)。

(4) 消費生活センターに寄せられた相談情報

全国の消費生活センターには、被告プラグに関する相談が平成21年から平成25年までの間に264件、ニューリッチに関する相談が平成21年から平成24年までの間に14件、コミュニケーションに関する相談が平成22年から平成24年までの間に16件寄せられ、被告プラグに関する相談内容の中には、サイトに登録すると、会員から、メル友や相談相手になってもらえば金員を提供するとの申出があり、システム解除費用や文字化け解除費用の名目で金員を要求されたという本件と類似する事例も含まれていた(甲17)。

(5) 被告らの応訴態度等

ア 被告プラグ、同Y、同ハイプロジェクト、同Z及び同A

マ、本件訴訟提起を受け、連名で、原告主張は事実と異なり全面的に争うこと、本件訴訟を弁護士に委任する予定であることなどを記載した答弁書を提出した。しかし、被告らはその後、原告の主張に具体的に反論することはなく、本件訴訟を弁護士に委任することも口頭弁論期日に出

頭することもなかった(弁論の全趣旨)。

イ 本件の訴状副本及び第1回口頭弁論期日(平成26年1月28日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同ハイプロジェクト、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区淡路町1-6-9 ORE堺筋本町ビル7F号棟)において、同一の者(河田郁子)によって受領されている。なお、上記ORE堺筋本町ビル以下の表示は、「7F号室」「7F号室(株)インパクト内」とされているものもあるが、同一の場所と認められる(甲18~21)。

ウ 第2回口頭弁論期日(平成26年3月4日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同ハイプロジェクト、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区淡路町1-6-9 ORE堺筋本町ビル7F号室)において、同一の者(浜田一豊)によって受領されている。なお、イ同様、上記ORE堺筋本町ビル以下の表示は、「7F号棟」とされているものもあるが、同一の場所と認められる(弁論の全趣旨)。

エ 第3回口頭弁論期日(平成26年5月12日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区玉造2-4-19 402号室)で、同一の者(柳津和也)によって受領されている(甲30, 32, 33)。

オ 第4回口頭弁論期日(平成26年8月19日)呼出状等の書面は、被告プラグ、同A及び同Bについて、同一の場所(大阪府中央区玉造2-4-19 402号室)において受領されている(弁論の全趣旨)。

2 争点(1)(不法行為の成否)について

(1) 前掲事実及び認定事実によると、本件各サイトは、原告を巧みに会員登録させた上、数千円の金員を支払うという「優」及び「大黒」なる者からのメールを送信し、原告において、この者らと直接連絡を取り合うための連絡

先を知り、金員の提供を受けるためには、相応の費用を支払う必要があるなどと繰り返し原告に伝え、これを信じた原告をして、「優」及び「大黒」との個人情報交換費用等の名目で、3日間のうちに7回に分けて合計196万円を送金させたほか、クレジットカード決済等をさせたものである。

(2) 「優」及び「大黒」は、出会い系サイトを通じて初めて連絡を取った原告に対し、メル友になったり相談に乗ったりするだけで2000万円又は3000万円という高額の金員を支払うとの申出をした上で、金員を提供する側でありながら原告との個人情報交換のために250万円又は300万円を本件各サイトに支払ったというのであり、これは、およそ現実的とはいえない不自然、不合理なものである。

また、「優」及び「大黒」と原告とのメール交換は、それぞれ、ニューリッチ、コミュニティを介してされているところ、「優」及び「大黒」は、原告に対し、約束した金員の支払準備は整っている旨頻りに伝えていたほか、「優」は、ニューリッチから原告にクレジットカード決済に関するメールが送信されると、原告に振込方法について伝え(認定事実(1)オ、キ)、ニューリッチと同時期に、それまで全く話題に出ていなかったシステム統合手続が必要である旨伝える(認定事実(1)カ)など、ニューリッチと原告とのやり取りの内容に応じて、かつ、原告をして金員の支払が必要である旨信じさせる内容のメールを送信している。「大黒」に至っては、個人情報交換手続のため金員の支払が必要である旨サイト運営側であるとしか説明できないような内容のメールを送信している(認定事実(2)キ)。このようにして原告は、ニューリッチ及びコミュニティが指示するとおり合計196万円を支払うなどしたが、結局、「優」及び「大黒」の連絡先を知ることとはできないままであり、両名の上記申出は実現していない。

以上のとおり、「優」及び「大黒」の申出内容自体、実在の人物がしたとは思えない不自然、不合理なものである上、メールの内容、とりわけ、原告

がニューリッチ及びコミュニティの指示で金員を支払うことで利益を得るの
は上記各サイトの運営会社においてほかにないはずであるにもかかわらず、
「優」及び「大黒」が上記のとおり原告に金員を支払わせるように出向ける
内容のメールを送信していることなどからすると、「優」及び「大黒」は、
実在する一般の会員ではなく、ニューリッチ及びコミュニティにおいてその
利益を意図して原告にメールを送信していた者、すなわちサクラであるとも
るほかなく、両名が送信したメールは虚偽と認められるのが相当である。

(3) 加えて、認定事実によれば、本件各サイトにおいては、会員登録させる際
には費用がかからない旨の説明をしながら、原告が会員登録すると、「優」
及び「大黒」との個人情報交換手続費用、メールの文字化け解除費用等の名
目で次々と金員の支払を要求していたこと、費用発生の理由等に関する説明
内容にはわかに理解し難いものである上、合理性は見出し難く、結局、「優」
及び「大黒」との個人情報交換やメールの文字化け解除等は実現されてい
ないことが明らかである。

(4) 以上の事実上、被告らの応訴態度（認定事実(6)）や被告プラグに関する相
談として本件と同種の相談がなされていること（認定事実(4)）なども併せ
ると、ニューリッチ及びコミュニティにおいては、原告に対し、サクラであつ
て実在しない「優」及び「大黒」には高額な金員を提供する意思も能力もな
いのに、それがあるかのような虚偽のメールを送信させ、その申出が一定程
度実現する可能性があること原告を誤信させた上で、更に、上記金員を取得す
るためには、「優」及び「大黒」との個人情報交換が必要であり、そのため
には所要の費用を支払う必要があるなどと虚偽の事実を申し向けてその旨原
告に誤信させ、個人情報交換費用等の名目で多額の金員を支払わせたこと認
められ、かかる行為は、著しく不公正で違法な詐欺行為に該当するというほか
なく、原告に対する不法行為を構成するというべきである。

3 争点(2) (被告らの責任) について

(1) 被告プラグ及び同ハイプロジェクトについて

ア 前掲事実(1)ウのとおりニューリッチは被告ハイプロジェクトが運営して
いることのほか、原告から本件被害に関して相談を受けた宮崎県消費生活
センターは、原告に代わりサイト運営会社（ニューリッチ）に関して被告ハ
イプロジェクト、コミュニティに関して被告プラグと交渉したこと（甲
35）が認められ、これによれば、コミュニティを運営する被告プラグは
同サイトにおける詐欺行為について、ニューリッチを運営する被告ハイプ
ロジェクトは同サイトにおける詐欺行為について、それぞれ不法行為責任
を負うことは明らかといえる。

イ また、認定事実によれば、原告は、ニューリッチ及びコミュニティい
れにおいて、サイトを通じて高額な金員を提供する旨の申出を受け、そ
の者との個人情報交換費用及びメールの文字化け解除費用等の名目で金員
の支払を要求されたほか、原告がそれまで利用したことがなかったコミュ
ニティからメールを受信したのは、ニューリッチや「優」とメールをやり
取りし始めた2日後で、しかもニューリッチにおいて登録名として使用し
た「リラックマ」宛に送信されてきたというのである。更に、上記宮崎県
消費生活センターの担当者が被告プラグの担当者からニューリッチ及びコ
ミュニティは同系列である旨聞いたこと（甲35）、被告プラグと同ハイ
プロジェクトが連名で答弁書を提出し、4回の口頭弁論期日のうち2回の
呼出状等の書面が同一の場所において同一の者によって受領されている
（前記(ア)〜ウ）など、両社の関わりを示す事実も認められる。そうする
と、本件各サイトの運営会社である被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、
同じサクラを利用したり、サイト利用者に関する情報交換を行うなど、互
いに利用し合ってサイト利用者から金員を詐取しようとしていたと認めら
れ、原告に対する本件詐欺行為もその一環として行われたと認めることが
できる。

ウ 以上によれば、被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、本件各サイトの運営会社又はそれに準ずる立場でサイトの運営に関わっていたと認められるから、原告に対する詐欺行為全体に組織的に関与していたというべきである。

(2) 被告 A 及び同 B について
前掲事実(2)及び認定事実のとおり、原告は、ニューリッチからの指示で被告 A 名義の口座に、またコミュニケーションからの指示で被告 B 名義の口座にそれぞれ金員を振り込むなどしているところ、サイト利用者から確実に金員を騙し取るに当たって振込先の会社が果たす役割は重要であると考えられることからすると、被告 A がニューリッチにおける詐欺行為に、被告 B がコミュニケーションにおける詐欺行為にそれぞれ関与していたことは明らかといえる。他方、被告 A 及び同 B がニューリッチに関する詐欺行為への関与、被告 B のニューリッチに関する詐欺行為への関与を直接的にうかがわせる証拠はない。

しかし、認定事実(5)イ〜オのとおり、被告 A 及び同 B に対する本件訴訟に関する書面は、全て同一の場所において同一の者によって受領されているのであって、この事実によれば、被告 A 及び同 B は、同一の場所において、従業員を共通にして業務を行っていることが強くうかがわれ、ひいては、本件詐欺行為当時も同様であつたと推認することができる。そして、前述のとおり、被告プラグ及び同ハイプロジェクトは、共同で本件各サイトの運営に関わっていたというべきであること、被告プラグは、被告 A 及び同 B への送達場所と全く同一の場所で本件訴訟に関する書面を受領していること（認定事実(5)イ〜オ）などからすると、被告 A 及び同 B は、自らが振込先となったサイトでの詐欺行為に限らず、被告プラグ及び同ハイプロジェクトとともに本件各サイトにおける詐欺行為全体に組織的に

関与していたと認められる。

(3) 以上によれば、被告会社4社は、サイト利用者から個人情報交換費用及びメールの文字化け解消費用等の名目で金員を騙し取ることを目的として、サイトの運営ないし金銭管理等の役割を分担しながら、構造的・組織的に違法な詐欺行為を行っていたものと推認することができ、ニューリッチ及びコミュニケーションにおける原告への詐欺行為もその一環として行われたものということができる。したがって、被告会社4社は、民法709条に基づき、本件各サイトにおける詐欺行為全体によって原告に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

(4) 被告 Y₁ 及び同 Y₂ について

以上述べたところからすれば、本件各サイトの運営に関わっていた被告プラグ及び同ハイプロジェクトは構造的・組織的に本件詐欺行為に関与していたことは明らかであるから、両社の代表取締役である被告 Y₁ 及び同 Y₂ は、両社の他の従業員らとともに上記各サイトの違法な運営行為を推進していたものと推認することができる。したがって、被告 Y₁ 及び同 Y₂ は、民法709条に基づき、本件各サイトにおける詐欺行為全体によって原告に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

4 争点(3) (原告の損害) について

原告は、本件各サイトにおける詐欺行為により合計196万円を振り込むなどしたもので、同額の損害を被ったことが認められる。また、原告は、本件訴訟の提起、遂行を訴訟代理人らに委任しているところ、上記損害の1割に相当する弁護士費用19万6000円を本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認める。

なお、本件詐欺行為の内容からすれば、原告が多額の送金をしたことは余りにも軽率であつたといわざるを得ないが、原告がインターネット上のやり取り等に関して高度な知識を有していることをうかがわねばならないこと、被告

らは、昼夜を問わず多数のメールを送信し、わずか4日間のメール交換の結果196万円を騙し取っており、詐欺行為の違法性は高いというべきであることなどを考慮し、本件において過失相殺はするべきではないと判断した。

5 まとめ

以上のおお、被告らは、共同の不法行為によって原告に損害を加えたものと認められるから、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、原告の損害である215万6000円及びこれに対する最終の不法行為日である平成24年7月6日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、65条1項ただし書を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のおおり判決する。

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判官 長 峰 志 巖

これは正本である。

平成26年10月20日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 富 満 直 宏